

発議第6号

令和5年3月1日

鳥羽市議会議長 木下順一様

提出者 鳥羽市議会議員 坂倉紀男
賛成者 鳥羽市議会議員 片岡直博
賛成者 鳥羽市議会議員 世古安秀
賛成者 鳥羽市議会議員 浜口一利
賛成者 鳥羽市議会議員 坂倉広子
賛成者 鳥羽市議会議員 奥村敦

中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議について

このことについて、別紙のとおり鳥羽市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

中世古泉議員は、去る令和3年9月に議員辞職勧告決議を受けたが、現在に至るまでも市議会議員の職に留まっている。しかし、以降も委員会資料を持たずに出席する、令和4年12月19日の本会議を無断欠席する、更には令和4年11月30日に自動車運転免許証の失効について木下議長並びに河村副議長より指摘があったにも関わらず、その数時間後、自動車運転を行っている姿を議員等に目撃されるなど、目に余る行動を繰り返してきた。

このことから、令和5年2月24日の議会運営委員会において中世古泉議員に事実確認を行った上、審議した結果、議会の信頼を回復し、議会の秩序を保持するため、再度中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議をするべきであるとの結論に至ったことからここに提案する。

中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議

我々鳥羽市議会議員は、議員として市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めていかなければならない。

中世古泉議員は、令和3年6月に設置された鳥羽市議会政治倫理審査会において、市税の滞納及び会議等への遅刻・欠席ならびに紀律及び資質の欠如が鳥羽市議会政治倫理条例に違反すると結論付けられた。その結果、市民の範として法令等の遵守が強く求められる市議会議員の職にありながら、その規範意識の欠如とも思われる行為により、市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させており、断じて許されないとして同年9月の本会議において中世古泉議員に対する議員辞職勧告決議が全会一致で可決された。

そうした状況にもかかわらず、中世古泉議員は決議を尊重せず、辞職する意思はなく粛々と議員活動を続けていくと弁明したにも関わらず、以降も委員会資料不携帯を何度も繰り返し、令和3年12月20日には文書による嚴重注意や、各常任委員長による口頭での注意を幾度と行ってきたが、本会議を無断欠席するなど、議会に臨む姿勢には全くの改善が見られなかった。また、令和4年11月30日には無免許運転をしていることも発覚した。

このことについて、令和5年2月24日の議会運営委員会において中世古泉議員に対し事実確認を行ったところ、「運転免許証の失効については、自覚しながらも自動車運転を行った」、「無断欠席については、休会と勘違いしていただけで無断欠席という意識はなかった」、「委員会資料不携帯については、どの資料が必要かわからなかった」との回答を得た。

無免許運転については鳥羽市議会政治倫理条例第4条第1項第8号「道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと」に抵触していること、また、議会に臨む姿勢は令和4年4月に記入した鳥羽市議会議員政治倫理条例を遵守する旨の宣誓書に著しく反していることから、鳥羽市議会としては中世古泉議員の一連の行動は到底看過できるものではないとの判断に至った。

そこで、中世古泉議員は、公職である市議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、このまま議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではない。中世古泉議員は事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを再度勧告し、ここに鳥羽市議会としての意思を表明するものである。

以上、決議する。

令和5年3月1日

鳥羽市議会